# 中之条町における人事行政の運営等の状況について

令和4年度における中之条町の職員の人事や、給与の状況などについて、町民の皆さんにご理解いただけるようそのあらましをお知らせします。

このお知らせは、「中之条町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づくもので、人事行政の公正性や透明性を高めるため、職員の給与や勤務条件、服務の状況について公表するものです。

## 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

- (1)採用試験の実施状況(令和4年度)
  - ①試験方法 第1次試験・・・教養試験・適性検査

最終試験・・・口述試験・適性検査(技能労務職以外)、口述試験・作文試験(技能労務職)

#### ②試験結果

募集職種	応募者数	1次試験合格者	最終試験合格者
一般事務			5人
学芸員			1人
保育士又は幼稚園教諭			2人
技能労務			1人
計	0人	0人	9人

#### (2)職員の任用状況

①採用試験(令和4年度実施)による採用者数

5名(一般職)・1名(学芸員)・2名(幼稚園教諭兼保育士)・1名(技能労務)

②職位別任用状況

令和4年度中における昇任者数の内訳は下表のとおりです。なお、昇任とは、職員を現在の職から上位の職に任命することです。

職位	課長級	補佐級	係長級	主 任	主事・技師
昇任者数					

### (3)再任用制度の実施状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため、定年退職者等のうちあらためて採用される職員で、通常 勤務の職員と、短時間勤務の職員がいます。令和4年度の新規採用は3名でした。

### (4)職員の離職の状況(令和4年度)

職員の退職の状況は下表のとおりです。

退職内容	一般職(人)	技能労務職(人)
定年退職者数	2	0
勧奨退職者数	2	0
早期退職優遇措置による退職者数	0	0
普通退職者数	2	0
分限免職者数	0	0
懲戒免職者数	0	0
失職者数	0	0
死亡退職者数	0	0
任期満了による離職者数	0	0
計	6	0

#### (5)職員の在職状況(令和5年4月1日現在)

年齢階層別の職員数の状況は下表のとおりです。

	20歳	20	24	28	32	36	40	44	48	52	56	60歳	
年齢		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	1	14	14	22	20	7	16	29	37	29	21	0	210

## (6)定員管理の状況(各年4月1日現在)

	区分		職員数(人)		対前年増	備考
部門		令和3	令和4	令和5	減数(人)	/順 /与
	議会	2	2	2	0	
	総務	32	28	32	4	
一般	税務	9	9	9	0	
	民 生	46	46	48	2	
行 政	衛生	18	18	18	0	
	労 働	0	0	0	0	
部門	農水	20	21	19	$\triangle 2$	
	商工	9	9	9	0	
	土木	10	9	7	$\triangle 2$	
	小 計	146	142	144	2	
特別行部門	教育	41	40	40	0	
普通会	計計	187	182	184	2	
公営企	水道	8	9	9	0	
業等会	下水道	2	2	2	0	
計部門	その他	20	20	15	$\triangle$ 5	
	小 計	30	31	26	$\triangle$ 5	
合	計	217	213	210	$\triangle$ 3	

# 2. 職員の人事評価の状況

### (1)評価の対象期間

評価の種類	評価期間
能力評価	4月1日から翌年3月31日まで
業績評価	4月1日か9五十3月31日まで

## 3. 職員の給与の状況

(1)人件費の状況(令和4年度普通会計決算)

	住民基本台帳人口 (年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	前年度の人件 費率(参考)
ĺ	人	千円	千円	千円	%	%
	14,757	10,816,313	541,969	1,938,428	17.9	18.7

<sup>※</sup>人件費には、町長や町議会議員、会計年度任用職員等に支給される給与・報酬等を含みます。

### (2)職員の給与費の状況(令和4年度普通会計決算)

職員数		1人当たり			
(A)	給料	職員手当	期末勤勉手当	計(B)	給与費(B/A)
人	千円	千円	千円	千円	千円
182	652,015	112,664	265,576	1,030,255	5,661

※職員数には事業会計(上水道事業、簡易水道事業、教習所)の職員や特別会計(国民健康保険、 老人保健、介護保険、後期高齢者医療、老人保健施設事業、下水道事業、農業集落排水事業) の職員は含まれていません。また、職員手当には退職手当は含まれていません。

### (3)職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和5年4月1日現在)

	一般行政職			技能労務職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額   平均給与月額   平均年齢			
316,500円	396,600円	42.3歳	292,900円	324,700円	49.2歳	

<sup>※</sup>給与月額とは、給料月額に諸手当を加えた額です。一般行政職とは、税務関係職員、保育士、保健師、 事業会計職員以外の職員です。技能労務職とは、用務員や学校給食調理員(公仕)などの職員です。

## (4)職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区	区分		群馬県	玉
一般行政職	大学卒	175,300円	190,200円	185,200円
7月又11月以111以11以11以11以11以11以11以11以11以11以11以11	高校卒	154,600円	157,900円	154,600円

## (5)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和5年4月1日現在)

区	分		経 験 年 数	
	)J	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	260,900円	308,800円	356,400円
加又打政机	高校卒	255,500円	該当者なし	343,000円

## (6)級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

### •一般行政職(行政職給料表(一))

等級	等級別基準職務表に規定する	合	計	内訳		職制	制上の	<b></b>
守秘	基準となる職務	(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
				主事補·技師補	1			
1	定型的な業務を行う職務	14	12.1	主事·技師	13			
				計	14	21	18.1	係員級
2	特に高度の知識又は経験を必	7	6.0	主事·技師·主事補	7			
	要とする業務を行う職務	1	0.0	計	7			
	1 主任の職務			主任	27			
3	2 困難な業務を行う保育士、	27	23.3			27	23.3	主任級
	教諭の職務			計	27			
	1 係長の職務			係長	17			
4	2 主査の職務	27	23.3	主査	10	27	23.3	係長級
1	3 特に困難な業務を行う保育	21	20.0			] -	20.0	DN 12/19X
	士、教諭の職務			計	27			
	1 補佐の職務			補佐	25			
5	2 主任保育士の職務	26	13.5	係長	1	26	13.5	補佐級
	3 教頭の職務			計	26			
	1 課長の職務			課長·事務局長	12			
6	2 事務局長の職務	15	12.9	室長·次長	3	15	12.9	課長級
	3 次長、室長の職務	1.0	14.9			1.0	14.9	床及似
	4 保育所長の職務			計	15			

### (7)職員手当の状況(令和5年度)

# ア. 期末勤勉手当の支給割合

	期末	勤勉
6月期	1.200月分	1.00月分
0万朔	1.000月分	1.20月分
12月期	1.200月分	1.00月分
	1.000月分	1.20月分
計	2.40月分	2.0月分
βI	2.00月分	2.4月分

※職制上の段階、職務の級等による加算措置 5~15%

※上段:一般職員、下段:管理職員

### イ. 退職手当の状況

区分	支給率			
四切	勤続20年	勤続25年	勤続30年	最高限度
自己都合	19.6695月分	28.0395月分	34.7355月分	47.709月分
勧奨•定年	24.586875月分	33.27075月分	40.80375月分	47.709月分

※定年前早期退職特例措置…2~20%加算

## ウ. 時間外勤務手当の支給状況

2 · 41/4/ 12/4/3/4 2 ·	*/H / *// =	
区分	支給実績	1人あたり平均支給年額
令和4年度支給分	30,469千円	167,412円

## エ. 特殊勤務手当の支給状況

区分	支給実績	1人あたり平均支給年額	手当支給対象職員の割合
令和4年度支給分	40千円	1,905円	9.7%

### オ. その他の手当の内容

扶養手当	1. 配偶者、父母等・・・6,500円 2. 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間に ある子・・・10,000円 ※16歳~22歳までの子に対する加算・・・5,000円
住居手当	借家・借間の場合(家賃16,000円を超える場合に限る) ・・・家賃の額に応じて28,000円を限度に支給
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担する ことを常例とする職員及び自動車等を使用(2km以上)する ことを常例とする職員に支給
管理職手当	1. 課長・局長       月額50,200円         2. 次長・室長・館長       月額33,400円         3. 保育所長・副支配人       月額25,100円
寒冷地手当	寒冷地に在勤し常時勤務に服する職員に支給(11月~3月)
宿日直手当	宿日直を命ぜられた職員に支給 1回4,400円

## (8)特別職の報酬等の状況

	区	分		給料月額等	期末手当	
給	料	町	長	737,000円	(令和4年度支給割合)	
	17	副甲	丁長	601,000円	6月期	2.1月分
		議	長	315,000円	12月期	2.2月分
報	酬	副請	養長	255,000円	計	4.3月分
		議	員	235,000円	加算措置	20%
:瓦聯	计	町	長	算定方式:給料月額×在職年数×520/100(任期ごとに支給)		
退職手当 副町長 算定方式:給料月額×在職年数×300/100(任期ごとに支給)			(任期ごとに支給)			

※令和2年4月1日から令和4年11月29日までの間、給料が町長737,000円、副町長601,000円に減額となっています。また、令和5年1月1日から令和8年11月29日までの間給料が町長636,000円、副町長550,800円に減額となっています。

## 4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

### (1)勤務時間の概要

始業時刻	終業時刻	休憩時間	
8時30分	17時15分	12時00分~13時00分	

## (2)休暇制度の概要・種類

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇があります。その概要と令和3年度における取得状況は以下のとおりです。

### ①年次有給休暇

労働基準法第39条の諸規定に従って与えられる、有給による休暇で、1年につき最高20日間付与され、前年度からの繰り越し分を含めると最高40日間となります。

対象職員数	総付与日数	総取得日数	平均取得日数	消化率
204人	7953 日	2146日	10.50日	27.0%

# ②病気休暇

負傷または疾病のために勤務することができない職員に対し、医師の 証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間、その治療に専念させ る目的で設けられた有給の休暇です。

取得者数	7人
延べ日数	354日

事 由	期間
選挙その他公民としての権利の行使	その都度任命権者が必要と認め
	る期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の	上記に同じ。
議その他の官公署への出頭	
骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に	上記に同じ。
対して登録の申出を行い、又は、骨髄移植のため配偶者、父母、子及	
び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で当該申出又は提供に	
伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認めら	
れるとき(ドナー休暇)	
職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活	1の年において5日の範囲内の期
  動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務し	I
ないことが相当であると認められるとき(ボランティア休暇) ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地	
又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災	
者を支援する活動	
イ 身体障害者療護施設、特別養護老人ホームその他の主として身	
体若しくは精神上の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にか	
かった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であっ	
て町長が定めるものにおける活動	
ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上の障害、負 傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の 介護その他の日常生活を支援する活動	
職員の結婚(結婚休暇)	結婚の日の9日前の日から当該結
	婚の日後1月を経過する日までの
	期間における9日の範囲内の期間
	対
  職員の出産(産休)	出産予定日以前8週間(多胎妊娠
	の場合にあっては14週間)目に当
	たる日から出産の日までの期間に
	おいて職員から請求のあった期間
	と出産の日後8週間
	1日2回それぞれ30分間(男子職員
	にあっては、その子の当該職員以
	外の親が当該職員がこの号の休
	暇(これに相当する休暇を含む)を
	承認され、又は労働基準法第67
	号の規程により同日における育児
	時間を請求した場合は、1日2回そ
	れぞれ30分から当該承認又は請
	求に係わる各回ごとの期間を差し
	引いた期間を超えない期間)以内
  職員の妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含	又は1日1回1時間以内 職員の妻の出産に係る入院等の
では、次号において同じ。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認	
で、伏方において向し。」の出産に行い勤務しないことが相当であると認められる場合(出産介護休暇)	過するまでの期間内における2日
の24での多円(山座川 遺外型)	
  職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の6週間(多胎妊娠	の範囲内の期間 当該期間内における5日の範囲内
の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する	
日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学	Vノ労  削
の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの	
子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合(父の育	
児参加)	

生理に有害な職務に従事する女性職員及び生理日において勤務する	2日の範囲内の期間で、その都度
ことが著しく困難な女性職員の生理日の休養	任命権者が必要と認める時間又は日数
交通機関混雑のため妊娠中の女性職員の健康維持をはかる場合	勤務時間の始め又は終わりにお
over the state of	いて、1日を通じて1時間を超えな
	い範囲内で必要と認める期間
妊娠中または出産後1年以内の職員が母子保健法第10条に規定する	妊娠満23週までは4週間に1回、
保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満24週から満35週までは2週
体度由导入体的位为10米に然定,分使冰的重色文的分物自	間に1回、満36週から出産までは1
	週間に1回、産後1年まではその
	間に1回(医師等の特別の指示が
	あった場合には、いずれの期間に
	ついてもその指示された回数。)た
	だし、1回につき1日の勤務時間の
	範囲内で必要と認められる時間と
	1,-,
職員が不妊治療を受けるため勤務しないことが相当であると認められる	する。 1の年度において6日(当該通院
場合	等が体外受精、顕微授精に係るも
	のである場合にあっては、11日)を
	超えない範囲内で必要と認める日
	又は時間
中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。以下同じ。)	  1の年において5日(その養育する
を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったそ	中学校就学の始期に達するまで
の子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして町長が別に	の子が2人以上の場合にあって
であるその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であ	
	(は、10日)の範囲内の期间
ると認められる場合 要介護者の介護その他の町長が別に定める世話を行う職員が、当該世	  1の年において5日(要介護者が2
話を行うために勤務しないことが相当であると認められる場合	人以上の場合にあっては、10日)
前で11プルスプに到がしない。ことが作当 くめるこがありのしる場合	の範囲内の期間
   職員の親族の死亡(忌引休暇)	親族に応じた連続する日数(葬儀
和文文 V Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z Z	のため遠隔の地に赴く場合にあっ
	ては、往復に要する日数を加えた
	日数)の範囲内の期間
父母の追悼のための特別な行事(父母の死亡後15年以内に行われるも	1日の範囲内の期間
のに限る)が行われる場合	T   V / 単位区は、
夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生	1の年の7月から10月の期間内に
活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合(夏季休	おける、週休日及び休日を除いて
暇)	原則として連続する5日の範囲内
	の期間
地震、水害、火災その他の災害により次のいずれかに該当する場合そ	7日の範囲内の期間
の他これらに準ずる場合で、職員が勤務しないことが相当であると認めら	
れるとき。	
ア 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその	
復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。	
イ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、	
食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの	
確保を行うことができないとき。	
地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤する	その都度任命権者が認める期間
ことが著しく困難な場合	
地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身	上記に同じ。
体の危険回避のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	
40歳又は58歳に達した職員が心身のリフレッシュを図るため勤務しない	週休日、休日を除いて原則とし、
ことが相当であると認められる場合(リフレッシュ休暇)	40歳については連続2日の範囲の
	期間及び58歳については連続5
	日の範囲内の期間で、誕生日の
	日から次の誕生日の前日までを期
	1 U //10/7/ V / NW/ + I I V / DII I I T I C / 2 - 4
その他町長が定める場合	間とする。 町長が定める期間

### イ. 取得状況

事 由	取得件数	延べ日数
裁判員として裁判所への出頭	0件	0日
ドナー休暇	0件	0日
ボランティア休暇	0件	0 日
職員の結婚	0件	0 日
職員の出産	7件	647 日
職員の妻の出産	4件	8日
父の育児参加	4件	20日
生理休暇	0件	0 日
不妊治療	1件	6 目
子の看護	12件	83 日
妊娠中の健康診査	1件	3日
職員の親族の死亡	17件	63日
夏季休暇	204件	998日
出勤困難	116件	214日
40歳または58歳に達した職員が心身のリフレッシュを図る	5件	25日
その他町長が定める場合	0件	0日

#### ④介護休暇

配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で負傷、疾病または老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇です。令和4年度において取得した職員はいませんでした。

### (3) 育児休業等の取得状況

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を期限として、職務に従事しないことを可能とする制度です。なお、育児休業をしている期間については給与は支給されません。

部分休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、当該職員の3歳に満たない子を養育するため、1日の勤務時間の一部(2時間を限度)について勤務しない制度で、休業した期間の給与は減額されます。

	休業の種類	育児休業		部分休業	
内 訳			うち新規		うち新規
取得	者合計	12人	6人	5人	3人
	うち女性	11人	5人	4人	2人
	男性	1人	1人	1人	0人

## 5. 職員の分限及び懲戒処分の状況

## (1)分限処分の状況(令和4年度)

分限処分とは、職員の身分保障を前提として、職員がその職責を十分に果たすことが期待出来ない場合を 定め、公務能率の維持を目的として行う職員に不利益な身分上の処分です。

	降任	免職	休職
分限	0人	0人	2人

### (2)懲戒処分の状況(令和3年度)

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うもので、地方公共団体における規律と公務遂行の秩序を維持することを目的として、任命権者が職員に対して不利益を課す処分です。

	戒告	減給	停職	免職
懲戒	0人	0人	0人	0人

## 6. 職員の服務の状況

#### (1)職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、服務の根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために 勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。 この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、次のような服務上の義務が定められています。

条文	事 項
32条	法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
33条	信用失墜行為の禁止
34条	秘密を守る義務
35条	職務に専念する義務
36条	政治的行為の制限
37条	争議行為等の禁止
38条	営利企業等の従事制限

### (2)職務専念義務免除の状況

職員は、法律または条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません(地方公務員法第35条)。ただし、「職務に専念する義務の特例に関する条例」により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合などに、任命権者の承認を得て職務専念義務が免除されることがあります。

項目	件 数
研修を受ける場合	12件
厚生事業に関する計画の実施に参加する場合	92件
町長が定める場合	14件

#### (3)営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ねたり、報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事等してはならないとされています(地方公務員法第38条)。任命権者の許可の基準は、「職員の営利企業等の従事制限に関する規則」に定められています。

項目	件数
中之条町土地開発公社の業務	11件
住宅・土地統計調査に従事	2件
その他	3件

### 7. 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1)研修の概要

職員の公務遂行能力の向上を目的として、群馬県自治総合研究センターなどが実施する研修に職員を派遣しています。

#### ①群馬自治総合研修センター主催の研修

令和4年度町村職員研修

研 修 名	受講者
新規採用職員研修	5人
一般職員研修	3人
新任係長研修	2人
新任課長研修	0人

### 令和4年度県・市・町村職員合同研修

研 修 名	受講者
法制執務	1人
クレーム対応	2人
複式簿記入門	3人
通信研修「地方行政実務コース」	2人
ティーチング&コーチング	1人
DX入門	1人
問題解決力	1人
論理的な話し方	1人
マニュアル作成術	3人
タイムマネジメント	2人
折衝·交渉力	2人

ワンペーパー作成力	4人

#### ②市町村アカデミー、JIAM主催の研修

	研	修	名	受講者
市町村税徴収事務				1人

#### ③その他の研修

研 修 名	受講者
群馬県町村会 人事評価実務研修会	5人
吾妻職業安定協会 新規就職者研修会	4人
日本経営協会 育児・介護休業法の改正ポイント	1人

# 8. 職員の福祉及び利益の保護の状況

# (1)職員の健康の保持増進対策

職員の健康診断の実施。

#### (2)安全衛生管理の状況

労働安全衛生法には、事業者は快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における安全と健康を確保するようにしなければならないと定められています。これに基づき、町では衛生管理者、衛生推進者産業医の選任と衛生委員会を設置し、委員会での調査審議や職員健診、ストレスチェック等を行っています。

#### (3)災害補償の実施状況

地方公務員法には、職員が公務(通勤途上を含む。)により死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合等においては、職員又は職員の遺族にその損害を補償しなければならないとされています。この補償の迅速かつ公正な実施を確保するため、地方公務員災害補償法に基づき設置されている地方公務員災害補償基金という補償機関が公務災害補償を行っています。

内 容	件数
公務災害	0件
通勤災害	0件

### (4) 共済制度の概要

地方公務員法第43条では、職員又は職員の被扶養者の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害、死亡に関して適切な給付を行うために、相互救済目的とする共済制度が実施されなければならないことが規定されています。職員は群馬県市町村共済組合(幼稚園教諭の一部は公立学校共済組合)に加入していますが、共済組合では、組合員とその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、公務の能率運営に資することを目的として事業を行っています。

### 9. 公平委員会の業務の状況

※令和2年4月1日より群馬県内の市町村、一部事務組合及び広域連合が公平委員会を共同設置。

### (1)中之条町における勤務条件に関する措置の要求の状況

#### ①制度の概要

地方公務員法の規程により、職員は勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が採られるべきことを要求することができます。

### ②件数及び処理状況

令和4年度において、職員から勤務条件に関する措置の要求はありませんでした。

### (2) 中之条町における不利益処分に関する不服申立ての状況

#### ①制度の概要

地方公務員法の規程により、職員は懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたとき、公平委員会に対して不服申立てを行うことができます。

### ②件数及び処理状況

令和4年度において、職員から不利益処分に関する不服申立てはありませんでした。